

※申請を希望する場合は、応募書類を準備の上、2023年8月4日（金）までに農学部・農学研究科に提出のこと。

※既に他の奨学金の受給が決定している者ならびに申請中（直接応募含む）の者については選考対象外とします。

上原記念生命科学財団

2023年度 来日研究生助成金 募集要項

1. 趣旨	生命科学の分野におけるわが国および諸外国相互の研究の発展と国際交流の推進に寄与することを目的とする。
2. 助成対象課題	生命科学、特に健康の増進、疾病の予防および治療に関連する以下の諸領域の研究 (A) 領域 東洋医学、体力医学、社会医学、栄養学、薬学一般 (B) 領域 基礎医学（上記以外） (C) 領域 臨床医学（ 〃 ） (D) 領域 生命科学と情報学、工学、材料学などとの融合
3. 実施要領	わが国の大学院に入学するために来日する、あるいは既に大学院に在籍している者に対して、滞在費として助成金を交付する。
4. 助成金 交付対象者	2023年9月から2024年4月にわが国の大学院博士課程（前期/後期）に入学 ^{予定の} ために来日する者、あるいは既に大学院に在籍する大学院生で、生命科学、特に健康の増進、疾病の予防および治療に関連する研究を行い、次の条件をいずれも満たす者。但し、過去に当財団の来日研究生助成金を受領した者は対象外とする。 （申請時点で大学院入試を受験していない者および合否が未定の者でも応募可能とする。不合格となった場合は当財団へ申請取り下げの連絡をすること。） (1) 日本以外の国籍を有する者 (2) 滞在費として他の奨学金、助成金等を受けていない者 (3) 募集開始時点で日本での滞在期間が通算3年以内の者 (4) 募集開始時点で39歳以下の者 (5) 助成開始から1年以上の研究を行う者 (6) 申請時に確実に日本にいる者
5. 申請者および 推薦者	助成候補者の指導担当教官が大学長の推薦を得て申請する。 なお、推薦は1大学につき1件とする。
6. 助成期間	助成期間は2年以内とする。 既に大学院に在籍中および2023年の秋入学（前期課程から後期課程進学を含む）の者は、2024年1月からの助成とする。また、2024年4月入学（前期課程から後期課程進学を含む）の者は2024年4月からの助成とする。 注1) 助成期間は1年以上とする。2024年1月から課程修了まで1年未満の場合は応募対象外。 注2) 大学院博士前期課程と後期課程にまたがって助成することはできない。
7. 助成金額および 助成方法	月額15万円とし、原則として受入機関または指導担当教官を通じて一括で支払う。 助成件数は10件の予定。

8. 応募方法	当財団ホームページ (https://www.ueharazaidan.or.jp) の助成金 Web 申請のページより応募する。
9. 応募締切日	2023年9月4日(月) 農学研究科教務係への提出期限：2023年8月4日(金)
10. 選考方法	当財団選考委員会において選考し、理事会で決定する。
11. 採否の通知	2023年12月13日(予定) に採択者をホームページに掲載の上、採択通知を郵送する。
12. 報告の義務	助成期間終了時に、収支決算報告書および修学または研究結果の報告書を当財団に提出する。
13. その他	<p>(1) 申請書に記載の個人情報、選考手続・選考委員への提供、選考結果の連絡および公表、当財団事業等の案内に利用することがある。但し、利用は目的の達成に必要な範囲で行う。</p> <p>(2) 申請書は採否に関らず一切返却しない。</p> <p>(3) 虚偽の申請や報告を行った場合、或いは、受領した助成金によって実施された研究に関して不正行為があった場合には、助成金の返金を求めることがある。</p>

★応募を希望する者は、以下の書類を作成の上、8月4日(金)までにデータで農学研究科教務係 (agr-kyom@grp.tohoku.ac.jp) にデータで提出すること

(1) 申請書類①～④ (Word様式)

①基本情報入力シート

②研究内容・推薦理由

③論文リスト

④The Uehara Memorial Foundation Research Fellowship Program

(2) 推薦書 (任意様式)

(3) 応募事由書 (任意様式)

(4) 成績証明書 ※学部以降直近のものまで。母国等で発行のものは写しで可。

(5) 経済状況調査書

(6) 在留カード (両面の写し)

★本応募において「申請書」は受入駅人者 (指導教員等)、「助成金交付対象者」は受給者 (留学生) を指します。

★申請時点で大学院入試を受験していない者でも応募は可能ですが、不合格となった場合は申請の取り下げが必要になります。

★来日研究助成となっておりますが、一般の奨学金と同様に生活費等に使用可能です。

★申請は受入責任者 (指導教員等) が、個人アドレスで申請することが求められております。申請手続きは留学生課で行います。